

## 第6回宮城県総合教育会議 議事録

平成29年9月29日作成

- 1 会議名 第6回宮城県総合教育会議
- 2 開催日時 平成29年7月24日(月) 午後1時30分から午後2時30分まで
- 3 開催場所 県庁 行政庁舎11階 第2会議室 仙台市青葉区本町3丁目8-1
- 4 出席者 別紙「出席者名簿」のとおり《傍聴者1名》
- 5 概要 以下のとおり

(1) 開 会

(2) 挨拶(知事:村井知事)

(3) 議 題(議長:村井知事)

- ① 教育等の振興に関する施策の大綱について  
資料1及び参考資料に基づき説明 (説明者:武者 震災復興政策課長)
- ② 特別支援学校の狭隘化対策について  
資料2に基づき説明 (説明者:目黒 特別支援教育室長)
- ③ いじめ問題について  
資料3に基づき説明 (説明者:奥山 義務教育課長)

(4) 報告事項

- ・ 教育公務員特例法等の一部改正への対応について  
資料4-1及び4-2に基づき説明 (説明者:山本 教職員課長)

(5) その他

(6) 閉 会

### 1 開会【司会】

それでは、始めさせていただきます。

教育委員の皆様におかれましては、本日は、大変お忙しいところ、「第6回宮城県総合教育会議」に御出席をいただき大変ありがとうございます。

本日の会議は、宮城県総合教育会議運営要綱第5条の規定に基づき、公開となっております

ので、御了承願います。

また、本日は御発言用にマイクを用意しております。発言の際には、担当者がマイクをお渡しいたしますので、お知らせ願います。

それでは、ただいまから、会議を開催いたします。

開会に当たりまして、村井知事から挨拶を申し上げます。

## 2 挨拶（知事：村井知事）

本日は、大変お忙しいところ、教育委員会委員の先生方には御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、県及び県教育委員会が策定主体となり、約2年をかけて検討を重ねてまいりました「第2期宮城県教育振興基本計画」を、今年3月に策定することができました。

本計画に基づき、知事部局と教育委員会が、引き続き力を合わせて教育行政を推進していく必要があると感じておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

本日の会議では、教育施策の「大綱」のほか、「特別支援学校の狭隘化対策」及び「いじめ問題」についてを議題とさせていただきます。

「特別支援学校の狭隘化対策」につきましては、議会でもお話したところではありますが、仙台圏域の児童生徒数の増加を踏まえ、仙台南部地区において新設校を早期に開校できるよう、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、「いじめ問題」につきましては、これまでも議題として取り上げ、対応を強化してきたところではありますが、残念ながらいじめの根絶には至っていない状況にあります。

本日の会議では、これまでの現状を踏まえた対応策について意見交換を行い、改めて皆様と共通認識のもとに、いじめ問題の課題解決に向けて取り組んでまいりたいと思います。

本日も、委員の先生方から忌憚のない御意見等を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### —以下議事—

## 3 議題

### 【司会】

それでは、議題に入らせていただきます。

議長につきましては、運営要綱第4条の規定に基づき知事がなるものとされておりますので、村井知事に議長をお願いいたします。

### 【議長】（村井知事）

それでは、よろしく申し上げます。

議題（1）「教育等の振興に関する施策の大綱について」、事務局から説明してください。

### 【説明】（武者震災復興政策課長）

議題（1）教育等の振興に関する施策の大綱について、御説明申し上げます。

まず、資料1を御覧ください。はじめに、「1 大綱について」であります。「地方教育行政

の組織及び運営に関する法律」の改正により、地方公共団体の長は、「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めることとされています。

次に、「2 本県における大綱の策定状況」であります。宮城県では、この総合教育会議における協議を踏まえ、平成27年7月に「教育等の振興に関する施策の大綱」が策定されております。その内容につきましては、平成22年3月に策定いたしました「宮城県教育振興基本計画」を基本として、「宮城県震災復興計画」における教育分野の施策等を盛り込んだものとなっております。なお、大綱の期間につきましては、第2期宮城県教育振興基本計画が策定されるまでの2年間としたものであります。

次に、「3 新たな大綱について(案)」であります。資料1の裏面の箱囲みを御覧いただきたいと思っております。平成26年7月の文部科学省の通知であります。「第三 大綱の策定について」であります。③の①の下線部分になります。「教育振興基本計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない」とされております。

前のページにお戻りいただきたいと思っております。委員の皆様にお配りしておりますが、今年3月に策定いたしました「第2期宮城県教育振興基本計画」におきまして、本県教育が目指す姿と、その実現に向けた5つの目標及び10の基本方向の方向性を定めております。また、別にお配りしている参考資料は対比表となっております。御覧いただきましたとおり、これまで大綱と同様に、目標や基本方向を定めているところであり、これらが大綱に該当するものと考えられます。

以上のことから、平成27年6月に開催いたしました第2回宮城県総合教育会議でも御説明しておりましたが、今回、新たな大綱は策定せずに、「第2期宮城県教育振興基本計画」をもって大綱に代えることとしたいと考えております。

説明は以上であります。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありましたとおり、「第2期宮城県教育振興基本計画」をもって大綱に代えようとするものであります。

この件について、委員の皆様から御意見等がございましたら、挙手をお願いいたします。

**【教育長】**（高橋教育長）

ただいま、事務局から御説明がありました。第2期宮城県教育振興基本計画については、この会議での議論も踏まえながら、知事部局と教育委員会が策定主体となって、本県の今後10年間の教育施策の方向性等を取りまとめたものであります。

したがって、教育委員会といたしましても「大綱」の内容に該当するものと考えておりますことから、「第2期宮城県教育振興基本計画」と「大綱」を一本にして教育施策を推進するほうが、県民にとっても分かりやすいものと考えております。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

その他、委員の皆様から御意見等はございますか。それでは、大綱については、原案のとおり進めたいと思います。

議題（１）につきましては、時間の関係から以上とさせていただきます。

次に、議題（２）「特別支援学校の狭隘化対策について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**（目黒特別支援教育室長）

特別支援教育室長の目黒でございます。それでは、資料２に基づいて説明いたします。

まず、１の「狭隘化の背景」についてですが、中段の折れ線グラフを御覧ください。ひし形のマークを結んだ右肩下がりの線が、県の幼児児童生徒数の推移を示したもので、平成１８年の３３万５千人弱から平成２８年には３０万人を切るなど一割以上減少しております。

一方で、特別支援学校と小中学校の特別支援学級の児童生徒数は、右肩上がりの増加傾向にあります。特に、知的障害や自閉症、情緒障害を持つ児童生徒が増加しており、中でも、仙台圏域の知的障害特別支援学校においては、平成１８年の１，０２９人から平成２８年には１，４８１人へと１０年間で１．４倍以上となっております。また、小中学校の特別支援学級においては、児童生徒数が増加しており、最近１０年間で２千人強から３千人弱へと１．５倍にもなっております。

次のページを御覧ください。上段に参考として、障害区分ごとの県立特別支援学校を整理した表がありますが、県立特別支援学校全１９校５分校のうち、１３校４分校が知的障害者を対象とした支援学校になっております。小中学校の特別支援学級を含めると、知的障害が障害のある児童生徒の９５％を占めていることから、知的障害の特別支援学校が多くなっております。

次に、２の「仙台圏域における県立知的障害特別支援学校の児童生徒数の見通し」ですが、下の棒グラフを御覧ください。総数としては平成３０年台後半にピークを迎えますが、平成４５年度においても平成２８年度より１３０人近く増加する見通しでございます。学部で見ますと小学部及び中学部は、ほぼ横這いで推移していきませんが、高等部については平成３６年度まで増加し続け、その後もそれほど減少しない見通しでございます。これは、小中学校の特別支援学級の児童生徒の急増によるもので、中学校の特別支援学級を卒業した生徒の９割以上が特別支援学校に進学しており、このことが特別支援学校の狭隘化が進む大きな要因ともなっております。

次のページを御覧ください。３の「仙台圏域における狭隘化対策について」ですが、（１）の「これまでの対策」としては、この表に示したとおり、平成２３年度に利府支援学校富谷校を開校し、利府支援学校と名取支援学校の仮設プレハブ校舎を整備したほか、平成２６年度には小松島支援学校を開校するとともに光明支援学校の小学部を増設し、今年の春には利府支援学校塩釜校を開校しております。また、来年度から再来年度にかけて、小松島支援学校松陵校の開校、西多賀支援学校の重度知的障害児の受け入れ、名取支援学校名取が丘校を開校する予定でございます。これらの対策によりまして、９８教室分を整備しております。

（２）の「今後の対策」ですが、ただいま御説明いたしましたこれらの対策を講じましても、

昨年度時点での不足教室が44教室となっております。また、先程、御説明申し上げましたように今後も知的障害を有する生徒数の増加が見込まれますので、更に15教室程度不足することが見込まれます。そのため、中学校の特別支援学級の生徒の卒業後の進学先ともなる、いわゆる高等学園機能を併せ持った特別支援学校を新設することとしております。

この「新たな特別支援学校のコンセプト」ですが、設置場所は旧拓桃支援学校の跡地を基本に検討中でございます。施設概要ですが、小学部、中学部、高等部の三学部構成で、高等部については、中学部からの進学先となる普通科のほかに、中学校の特別支援学級の進学先となる卒業後の職業的自立を目指した教育を行う、いわゆる高等学園機能を持ったものを考えております。

基本コンセプトといたしましては、特別支援学校の狭隘化解消のほか、狭隘化の要因ともなっている軽い知的障害のある生徒の進学先の確保、そして、地場産業の人材供給に資する実践的教育課程としております。なお、学校の規模は現在精査中でございますが、可能な限り早期の開校を目指していきたいと考えております。

説明は以上であります。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それでは、特別支援学校の狭隘化対策について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。私から指名させていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

まず、伊藤均委員、お願ひいたします。

**【教育委員】**（伊藤委員）

御説明ありがとうございました。資料2の1ページにございます特別支援学校及び特別支援学級の児童生徒数の推移によりまして、狭隘化の背景について十分に理解できましたし、こうした状況に対応するために可能な限り早期の開校を目指し特別支援学校の狭隘化対策を講じようとする方向は、時宜を得た的確な判断だと考えております。

仙台圏の狭隘化対策についてのポイントで最も重要な箇所は、資料2の3ページになりますが、(2)今後の対策「仙台南部地区における特別支援学校の新設」という項目がございます。この中で、今の御説明にもありましたが、「新たな特別支援学校のコンセプト」として、設置場所、施設概要、基本コンセプト、学校の規模が書かれておりました。

私は、基本コンセプトの「仙台圏域の狭隘化解消」、「不足が見込まれる軽い知的障害のある生徒の進学先確保」、「地場産業の人材供給にも資する実践的教育課程」の3点が最も大切であろうと考えております。

軽い知的障害や自閉症、情緒障害のある生徒においては、コミュニケーション能力が決して高くないために、個々のケースにどう対処していくべきか。現実的に、現場の先生方も苦慮しているのが現状ではないかと考えております。そのため、仙台南部地区に新設が計画されている特別支援学校に集積されるであろう専門性の高い指導法、またその情報が、新設を機にこれまで以上に一般の小中高でも共有される仕組みを作り上げることが、非常に大切なことではないかと思っております。同時に、自立するためのプログラムも重要であり、そのプログラムを通じて地域がこうした子供たちを受け入れる場面、環境づくりに全力で取り組んでいただいた

いと考えます。新設の特別支援学校が地域に愛されるのはもちろんであります。そのためには、学校と地域に住んでいる人々が関わる場面をどう作り上げていくかが課題となります。学校と地域を結び付ける具体的な取組としては、これまでも行われているとは思いますが、例えば、地域の皆さんと一緒に散歩することや環境整備を行う。あるいは、新設が想定されている仙台南部地区特有のものづくりの場面の一部に関わらせていただくなど、地域の持つ資源と力を活用する様々なアイデアがあるのではないかと考えます。また、そうした経験が将来の進学先確保にも大きく役立つものと考えます。こうした一つ一つの経験の積み重ねが、地域住民の障害を持った子供たちへの理解と対応にもつながり、そうした動きが、更に大きな広がりとなることを期待して私の意見といたします。以上です。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それではもう一人、千木良あき子委員、よろしくお願いいたします。

**【教育委員】**（千木良委員）

それでは私の方からは、ソフト面からの配慮という観点から3点ほど述べさせていただきたいと思っております。

伊藤委員のお話と重複するところもありますが、やはり子供さん一人一人の障害の状況に見合った教育の提供ということが、非常に必要だと思います。具体的には、学校では給食に全介助が必要な子供さんから、就職の支援を要望されるような軽い発達障害の子供さんまで、支援学校に在席している子供さんの状況というのは様々ですので、高等部の狭隘化は発達障害や軽い子供さんが増えているということが主な原因という説明は受けたのですが、ここはやはり、就職支援ということだけではなく、子供さんの状況に応じた教育ができる教職員の資質、あるいは専門性の向上ということが必要になると思いますので、その点の配慮をなくして、ハード面だけを整えてもということでは非常に危惧するところがございます。

二つ目は、教員の労働環境整備の問題ということも、非常に大事ではないかと思っております。私は外部専門家として、あるいは学校歯科医として特別支援学校に足を運ぶ機会が多いということもあり、先生方の労働環境には、もしかしたら一番近いところに居るのではないかと思います。先生方は非常に忙しくて頑張っていると思います。その中で、いろいろな問題が起きますと学校評価をきちんとしなければいけないという問題も出てまいりますが、学校評価をきちんとするということが、逆に現場の先生方の業務の煩雑化を招いてしまったり、その割には、先生と子供さんの数の比率が、この数では大変ではないかと思われる比率であったり、先生方は忙しくしているのに、学校給食は子供さんと一緒のものは食べられないというような労働の環境の問題もいろいろあるかと思っておりますので、子供に向かい合う時間以外での負担を、管理する側である行政の方は減らしていかなければならないのではないかと感じております。

最後に、地域に開かれた支援学校であることの意義を確認する必要があると思います。学校が狭くなったから、不便だけれど遠いところに移転します。あるいは、空き教室や廃校が出たから、そこに支援学校を移転しますというような単純なところでは、支援学校が果たす意味が薄れるのではないかと考えています。やはり、地域と連携して、卒業後に子供たちが地域で支

援を受けて生活できる基礎が築かれるように支援を行っていただくことが重要だと思います。以上です。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。伊藤委員と千木良委員からお話いただきましたが、非常に適切な御意見だと思います。

私も子供が減っている中で、なぜこんなに特別支援学校が必要なのかと単純な疑問でしたが、以前よりも親の意識が変わって特別支援学校に子供を通わせる抵抗感が無くなったということ、特別支援学校の教育が非常に良くなってきているということ。また、卒業後の就職先についてもきちんとケアしていただいているということがあり、長年、皆さんが努力してこられた結果が信頼感につながって、「我が子を特別支援学校に預けていいだろう」というようになってきたということでもあります。このことが、逆に狭隘化が進んでしまっている大きな要因にもなっておりますので、私どもといたしましても、教育委員会と協力して狭隘化の解消をしっかりと図っていかねばならないと思っております。その際に、御指摘のあったように地域との関係というものをよく考えていかねばならないということでありましたので、教育と地域の受入体制というものをうまくリンクできるようによく検討していただき、県としてもそれに合わせて、予算等のお手伝いをさせていただきたいと思っております。

先の議会でも、拓桃医療療育センターと拓桃支援学校の跡地ということを私からもお話ししましたが、更に皆さんからよく御議論いただいて、納得した上で進めていただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、他にございますか。

では、高橋教育長、お願いします。

**【教育長】**（高橋教育長）

お二人の委員から、ハード・ソフトそれぞれのお話がありました。事務局としても更にしっかりと考えていかねばならないと認識を新たにいたしました。それとともに、拓桃の跡地に仮にできたとして、それで十分かということになると、特別支援教育室の試算ですと狭隘化の大幅な改善は難しいというところがございます。仙台市には、これまでも松陵校の設置など協力をいただいている部分はあります。我々からも仙台市教育委員会に市立の支援学校の設置等についてもお話をしたいと思っておりますが、更に知事からも、市長に働き掛けをお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

**【議長】**（村井知事）

仙台圏域の狭隘化は、仙台市の子供さん方が多いということもありますし、仙台市が支援学校を作ってはならないということでもありませんので、実際に鶴ヶ谷にありますから、その辺についてはよく考えていきたいと思っております。まずは、教育委員会同士でよく話し合っていたきたいと思っております。

他によろしいですか。

それでは次に、議題（３）「いじめ問題について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局】**（奥山義務教育課長）

義務教育課長の奥山でございます。それでは、資料３に基づいて御説明いたします。

はじめに、「１ いじめ問題の現状について」を御覧ください。いじめ問題につきましては、我が県の学校教育において、全てに優先して解決すべき課題であると認識しております。いじめを複雑化、重篤化させないためには、教員一人一人が子供たちの発するサインに気付き、初期の段階からいじめを見逃さず積極的に認知することが重要であると考えており、我が県のいじめの認知件数は、表にありますとおり、平成２７年度は１７、７０８件と多い状況で推移しております。今後も、いじめの未然防止、早期発見、早期対応について、市町村教育委員会と連携しながら充実を図ってまいります。

次に、「２ いじめ問題に対する主な取組について」御説明いたします。（１）の「体制整備」から、次ページの（５）の「連携について」まで、大きく５点に分けて示しておりますが、これらの取組の中で、特に（２）の「教員の対応力向上について」御説明いたします。また、（３）「児童生徒の意識の醸成について」は「３ いじめ防止に向けた新たな取組について」と併せて御説明いたします。

まず、この３月に「いじめ対応の手引」を作成し、県内の全ての教員に配布いたしました。この手引は、子供たちに直接関わる教職員が、いじめ問題に的確に対応できるようになることを目的に研修テキストとして作成したものです。学校生活の中で頻繁に起こる子供たちのトラブルに目を向け、典型的な事例をもとに、教職員が陥りがちな対応の落とし穴を問題点として示し、弁護士やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなど、専門家の助言を加えて問題を重大化させない、しないためにはどうしたらよいかを例示し、教員自身が考える構成にしております。この手引については、配布しただけでなく研修会の中で活用し、教員に実際に研修を体験してもらい各学校での実践化を図っていくこととしております。６月には、小学校の生徒指導担当者を対象に、７月には、中・高・特別支援学校の生徒指導担当者を対象とした研修会の中でも、確実な活用を促しております。各学校においても、いじめの対応について研修を深め、各学校からいじめに苦しむ子供が一人でも減るように、適切な対応方法を身に付けるよう働き掛けてまいります。

最後に、資料２ページ「３ いじめ防止に向けた新たな取組について」御説明いたします。「みやぎ小・中学生いじめ問題を考えるフォーラム」は、児童生徒がいじめ問題の未然防止や根絶について、主体的に意見交換や防止策を提案することを通して、いじめを許さないという意識を学校はもとより広く一般にも啓発していくことを目的に実施するものであります。今回は小学生が対象で、来る８月１０日（木）に県内３４市町村の公立小学校、国立・私立小学校の代表児童１４４人が参加して県庁の講堂で行うもので、通算６回目の開催となります。今年度から、国立小学校と各市町村のＰＴＡの代表の方にも参加していただきます。ＰＴＡの方には、保護者向けの研修会に参加していただくとともに、子供たちのオブザーバー役をお願いしております。当日は、開会行事の中で、「宮城からいじめをなくそう～宮城県教育委員会から小・中学生のみなさんへ～」という教育委員会からのメッセージを子供たちに贈る予定です。今回のメッセージには、子供たちの置かれている状況に合わせた、具体的な行動目標を示すことでいじめを許さない態度を育てたいと考えております。メッセージは、後日、県内の全ての



小・中学校へ送り、児童生徒のみならず、全ての保護者にも配布することにいたします。また、地域の方にも読んでいただくよう働き掛けていく予定です。また、ワークショップにおいては、グループに分かれて各学校の取組を発表するとともに、いじめを生まないためのアイデアを出し合い、それを自分たちの言葉で「子供たちの宣言」という形でまとめます。まとめたものは、後日、県内の全ての小・中学校へ配布する予定です。

私からは、以上でございます。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それでは、いじめ問題について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思います。私から指名させていただきたいと思います。

まず初めに、佐竹えり子委員、お願いいたします。

**【教育委員】**（佐竹委員）

いじめ問題につきましては、総合教育会議でも度々取り上げていただき、議論が行われたところでございますが、いじめ問題が増えているという現状を踏まえて、いくつか御意見を申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

先程、担当課長からも説明がございましたように、いじめ問題につきましては最優先課題と捉えて、呼び掛けによる未然防止や啓発活動、問題の抽出や対応・対策など、本県でも様々な取組を行っているところでございますが、県教育委員会にとどまることなく、家庭や学校・地域においても、それぞれが危機感を持って様々な取組を行っているところと認識しております。その効果を現場に反映させていくためには、その取組を個々に行うことにとどまることなく、協働し連動していくという必要性があると思っております。その丁寧な連携こそが、いじめから子供たちを守る、再生につながるものと考えております。その中でも必要なのは、いじめを生まない心づくりというものが大切なのではないかと思っております。そのためには、子供たちを取り巻く環境の見直しと、子供が発するサインをしっかりと受け止め即座に対応する体制が必要であると考えております。

環境の見直しということについては基本的なものだとは思いますが、まずは家庭での親子の会話などのコミュニケーションの更なる推進、学校との円滑な情報交換、そして教員と生徒の会話の時間の確保。また、地域の声かけなど多くの目で子供たちを見守っていくことが、子供たちが発しているサインをいち早く見つけることにつながると思っておりますので、環境を連動しきちんと構築していくことが必要だと考えております。

学校現場におきましては、魅力ある学校づくり、行きたくなる学校づくりが子供たちの意欲を高めるとともに、児童生徒が何でも話すことができる、そこに自分の居場所が確保されているという意識付けが、信頼される学校となり行きたくなる学校につながると思っておりますので、そのためには、教員自身が余裕を持って児童生徒と向き合うということが大切であり整えるということが必要だと思っておりますし、教員同士、生徒同士が互いを思いやって、気遣って助け合うという意識をしっかりと持てる、そのような学校づくりが今後も必要であると考えているところでございます。

先日、弁護士の方とお話して、最近、非常に懸念されていることということで伺ったのです

が、いじめについての概念というものでしたが、いじめは受けた側が不快であったり、傷ついたり、いじめられたと捉えた場合に「いじめ」と判断されるということになっております。そうすると、被害者、加害者という見方をどうしてもしてしまうという問題が出てきているというお話を受けました。その先入観を持たずに双方の話をしっかりと聞いて対処するということが、円滑な問題解決につながると思っています。例えば、本人にいじめている感覚が全く無いのに、受けた側がいじめられていると考えている場合もあります。受けた側が不快な感覚を覚えているということを相手にきちんと伝え話し合えば、簡単に解決するというところもあると思います。私の経験上ですが、もっとも深刻ないじめがあった場合には、いじめられる側のみならず、いじめてしまった側の話もしっかりと聞き、お互いの心に寄り添うことで本人が抱えている心の問題の解決につながりますし、心の問題を解決しない限りは、いじめは無くならないと私は思っております。心の問題にちゃんと寄り添いながら、双方に寄り添って解決していくことがいじめの解決につながると思っております。先入観を持たず、そのような意識をしっかりと持って対応することが大事であるということは強く申し上げたい。そのような意識付けを、皆さんでもう一度、再認識していただきたいと思っております。

もう一つですが、知事からも御支援を賜り「心のケアハウス」を展開しているところでございますが、この幅広い有効利用ということを考えていると思っております。昨年度から「心のケアハウス」を設けており、8市町の実施でございましたが、今年度は13市町に増え取組の幅が非常に広がっているところであり、大変うれしく思っておりますが、ともすると、不登校対策と思われがちな一面がございます。もちろん不登校の子供たちの利用は安心目的でもありますし、実質、不登校回避のためにも大きく貢献しているところもあり、そこからステップとなって学校につながるという大きな役割を果たしているという実績も聞かれており、大変うれしく思っているのですが、もう一つ大きな役割として、児童生徒はもちろんですが、家族の方々も気軽にいきいんな相談ができる。どんなことでもいいので、心配事など何でもいいので話せる場所であってほしい。そのようなところが「心のケアハウス」であってほしいと思っております。そのように、学校は行きにくいけどケアハウスであれば行けると思うだけで、「聞いてもらえる」、「解決してもらえるかもしれない」と思うだけで心が安定して、問題の解決にもつなげられるのではないかと考えておりますので、是非とも幅広の受け入れということをもう一度皆さんに周知していただくことと、その体制を整えるということが必要だと思います。その他にも、様々な相談や問題の対応という観点からも、学校やNPO団体、地域資源との連携も、ケアハウスのみならず学校現場でもしっかりと強化しつつ、体制を整えて子供たちに安心を提供できる、そんな場所であるケアハウス、学校であるということを知りし利用を促すとともに、問題に応じて他機関や行政からの円滑な連携を持って対応し、子供たちに向き合いたいと思っておりますので、家庭・学校・地域、それぞれが子供たちを守るべく基盤を整え、何ができ、何をすべきか、ということをしつかりと認識し、それぞれの役割を果たしつつ、その垣根を越えて協働・連携して、子供たちが安心して学校に行き、楽しく生活ができるという仕組みづくりの更なる充実を図るべく、知事におかれましては、その環境整備と仕組みづくりの推奨に更に御協力を賜りますように、今後ともお願いしたいと思っております。意見とさせていただきます。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それでは次に、奈須野毅委員，よろしくお願ひいたします。

**【教育委員】**（奈須野委員）

私の方からは，家庭や学校，教育委員会がいじめに対して行っていかなければいけないという話を話したいと思います。

いじめ問題では佐竹委員もおっしゃっていましたが，子供のサインをしっかりと感じるということが重要だと思います。いち早く感じながら，その子供がどのような状況であるかということ把握することが，まず家庭で一番必要であると思います。しかし，いじめの場合は親に心配を掛けたくないとか，学校では先生にも言えないなど，ぎりぎりのところまで我慢をして見せないようなところも子供はしてしまうので，サインを感じるということは簡単ではないと思います。それでも感じなければいけない。では，なぜサインを感じられないのかと考えると，やはり家庭では毎日子供のことだけを気にしながら生活することができない。例えば，仕事をしていたり，親の介護，家事などいろいろなことをしながら子供を育てていますので，その中で子供を見るというのは難しいことではないかと思ひます。それでも親は，そのところを気付いてあげないといけないと思ひます。なぜなら，子供がいじめにあっている，いじめをしているという状況を感じなければ，その子供も不幸になるし，いじめをしている側であれば，相手の方も不幸にする。そうすると，いじめをしている自分の子供もどこか不幸になってしまうということもあるわけです。ですから，子供に関して家庭ではしっかりと向き合いながら，子供の変化というものを悩み感じながら，どうやったら子供が幸せになれるかということを考えて親は生活していただきたいと思います。自分の子供が辛い思いをしたり悲しいことにならないように，子供の変化をしっかりと感じる家庭が全ての家庭で築けることを願っています。そのためにも，子供としっかりと会話をするということが重要ではないかと思ひます。

その上で，いじめの多くが学校で起きていると言われております。全てではないとは思ひますが，子供たちは多くの時間を学校で過ごしていますので，いじめが行われてしまっている。では，学校の先生はどうかと考えますと，いじめを見つけられなかった，気付きませんでしたという訳にはいきません。いじめ被害にあった家庭などからは，学校に早く気付いて欲しかったということも聞かれます。では，なぜ見つけられなかったのか，気付けなかったのかと考えてみました。今までいろいろないじめの問題を取り上げてきましたが，今年の4月に文部科学省から10年ぶりに教員の勤務実態調査というものが発表されました。その報告の中で，中学校の教員に至っては6割近くが過労死ラインに達する時間外労働をしているという報告でした。ちょっとびっくりするような話なのですが，その中で，多くは土日の部活動の時間が入っているということなので，本県は今年度から部活動での指導ガイドラインを設けて，休養日の設定もしているため県内の教員に当たっては，そんなに大きくはないと期待しておりますが，いずれにしろ，多忙化の中で異常な労働時間を教員が行っているということは，最近の報道などでも分かる通り誰もが感じていることだと思います。そのような中で，肉体的にも精神的にも限界にある教員がいたとしたら，果たしてその先生は学校で最高の仕事というパフォーマンスができるのか。また，自分の家庭の団らんもできなかったり私生活の充実もままならない先生が，本当に子供のことを考えて生徒主導といった，そういった仕事ができるのかと感

じております。一概に教員の仕事と他の仕事を一色にはできないですが、企業では残業を減らすために効率化を図ったり、様々な福利厚生などで労働環境を改善しながら、それでいて業績を上げるという方法を取っているところが多くなってきております。それを考えると、いつまでも無くならないいじめや不登校の問題を解決していくためには、より生徒に寄り添い、生徒の心より所となれる意識の高い教員というものが、絶対に必要になってくると思います。そのためにも、教員に心の余裕を持たせるような職場環境や多忙化を解消するような施策などを行っていくことも、いじめを無くすためには必要なことだと考えますので、我々、教育委員会としても、そのようなところにも目を向け改善していくことが、いじめを解消していく、また別の道ではないかと思っております。私からの意見は、以上でございます。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

それでは最後に、齋藤公子委員、よろしくお願いいたします。

**【教育委員】**（齋藤委員）

先程、お二人の委員からお話がありましたように、いじめの問題につきましては以前にもお話をさせていただきましたので、もしかしたら重複したお話になるかも知れないと思います。その部分はお許しいただきたいと思っております。

資料を拝見いたしますと、いじめに対して県や国は取組を随分充実してきているにもかかわらず、いじめは無くならない。なぜ無くならないのかといつも考えますが、その中でいくつか考えたことをここでお話させていただこうと思っています。

私は大学に勤務しておりますが、今の大学、それ以前の大学で教えていた折りに、学生に「あなたは、いじめに合ったことがありますか。」と挙手を求めたことがあります。そう聞くと学生は手を挙げません。ただ、「物を隠されたり、誰かに仲間外れにされたことはどうでしょう」と聞くと、ほとんどの学生は手を挙げます。それは、実は忘れていくくらいの記憶の中から、その時に思い出してくれるのです。それは、かすり傷のような本当に浅いものが多いので、いじめという言葉聞いた時に学生は反応しない。あるいは、自分がいじめられた人間であるということを表に出すことは嫌なのだと思います。そういうものが子供たちの中にはあって、いじめに対する認識といますか、そういうものがなぜ消えていかないのかと、学生たちが挙手をした姿を見て感じていることもいくつかですが、資料の中に、いじめの認知件数がございしますが、小学校、中学校、高校と数が減っています。数が減っているということ、どのように捉えるかです。いじめは、人格的に未完成な子供たちの集団の中で、その成長過程で起きがちなものなのだろうと思います。皆無にすることは、とても難しい。容認しているわけではなくて、難しいものなのだという認識を持っています。ただ、それを無くす努力は必要ですし、努力していくべきものだと思います。まずは、人格的に未完成な子供たちの集団の中で起きるとい認識と、そして、いじめの数には、いじめの数だけの理由と異なる事情が存在しているということですので、万能薬は無いものではないかと思っています。最近では、インターネットのことも含めて、どんどん拡大方向にあります。一つ一つについての事例を取り上げながら、丁寧に関わっていくことでしか無くならないだろうと思います。そのような中でどうするのか。何とか無くさなければならぬと我々は思っています。どうするのかと考えると、頭

の中がいっぱいになるような話ですが、結局、行き着くところは、未完成な人格である子供たちの心の成長に寄り添って、地道に教育によって育てて、大人がその意識を強く持ち続けて、根気強く語りかけて自制していく、それしかないのではないかと思います。人の痛みの想像ができる力であるとか、それは一つの能力だと私は思います。まだ育っていない子供には、それを教えていくべきものだと思います。

私が教わった先生の話ですが、幼い頃、カエルを切り刻んでいたそうです。その時、一緒に暮らしていたおばあさんが隣りに来て「カエルがね、痛い痛いって言うてるでしょ」と、その一言で、先生は「カエルも痛い、生きているのだ」と、おもちゃと生き物の区別も付かなかったことが、その一言で一つ段階を踏んだ。「僕はその時のことは一生忘れない。」とおっしゃっていました。子供たちにそのような心を育てていく教育の力というものを信じたいし、そのようにしていくしかないと思います。

もう一つは、やむなく起きてしまういじめに対して、大人は気付いて手を差し伸べることをしなければならないと思います。そして子供の傷が浅くて済むように、できるだけ早く。先程もそのような話がありました。ところが子供たちもその傷には気付かない、起きていることに大人は気付けない。学校でいじめが起きるわけですから、負担を掛けて申し訳ないとは思いますが、一番そばに居る学校の先生にはがんばって欲しいなと思います。ただ見ているもいじめは見えませんが、それが見えるように見える工夫を努力していただくことを、聞こえない声を聞こえるようになるような努力を、先生方にはお願いしたいと思います。資料には、「初期の段階からいじめを見逃さず積極的に認知することが重要」という言葉があるのですが、言葉で書くと簡単ですけど、そんなに簡単なことではなくて、そのことを大人は十分に難しいことであるということ認識して、それを努力していくことが必要なのではないかと思います。いじめの問題には、特効薬も万能薬も、私は無いと思っています。継続的な地道な努力しかないので、多忙な先生方の環境の中で更にこのようなことをお願いするのは酷かとは思いますが、やはりそこはお願いしたいし、教育委員会の事務局には、それを支援する形でバックアップしてほしいと思います。以上でございます。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

いじめの問題というのは、非常に難しいですよ。私は、この問題を考える時には、いつも人間とは何かということを考えます。戦争が無くなれば良いと誰もがそう言いますが、無くならないですよ。夫婦喧嘩は無くなった方がよいと思いますが無くなりませんよね。兄弟喧嘩はやらない方がよいですよ。でも無くならないですよ。それが人間の本質で、そこに人間が存在する限り必ず起こる問題で、集団生活の中において、子供の社会にいじめがあつて、大人になったら無くなるかという、大人の中でも事の大小はあつてもどうしてもそのような問題は出てくるので、それを前提にして考えていくということがこの問題を考える時は重要ではないかと思います。教育をして、メッセージを發して、ダメだよというのも良いのですが、いじめられた子供の逃げ道をしっかりと作っておく、学校を替えられるようにしておく、他に勉強ができる方法を考えるなど、そういうことを合わせて考えていくということが重要ではないかと思います。私もいじめられたことがありますし、いじめたつもりはないのですが、何年かぶりに会った中学校の同級生の女の子に、「村井君にいじめられた」と言われました。相手が

そのように受け取っていたということですが、この問題は簡単に解決できない問題なので、子供の逃げ道をしっかり作ってあげることが、この問題の一つの解決方法ではないかと私は思っています。

仙台市の子供が自ら命を絶ってしまいましたが、他の学校に転校できたり、通学の問題もありますので子供だけではなく親のケアも合わせて考えなければならない。それは教育委員会の問題だけではなく知事部局の問題でもありますので、総合的なケアということも合わせて考えることが重要ではないかと思しますので、御検討いただきたいと思います。

それでは、議題（３）につきましては、以上とさせていただきます。

次に、報告事項「教育公務員特例法等の一部改正への対応について」、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局】（山本教職員課長）

教職員課長の山本でございます。よろしくお願いいたします。それでは、教育公務員特例法等の一部改正への対応について、資料４－１及び４－２で御説明いたします。

資料４－１を御覧ください。教員の資質能力の向上については、昨年１１月に教育公務員特例法等が改正され、教員の養成・採用・研修を一体的に充実させることで、教員の資質の向上を目指すこととされたところです。これにより、任命権者は、大学等とで構成する協議会を組織し、この協議会において、教員の職責・経験・適性に応じて求められる資質能力に関する指標について協議した上で、この指標を定めることとされました。また、任命権者は、この指標を踏まえて「教員研修計画」を定めることとされたほか、これまでの「１０年経験者研修」を「中堅教諭等資質向上研修」と改め、中堅教諭等としての職務を遂行する上で必要とされる資質の向上を図ることとされました。この法改正を受け、県教育委員会では、新たに宮城教育大学の学長などを構成員とする「宮城県教職員育成協議会」を組織し、さらに、この協議会に「養成部会」、「採用部会」及び「研修部会」を置いて、「資質の向上に関する指標」、「採用時に求める資質」及び「教職員の研修計画」について、それぞれ具体的な調査及び検討を行うこととしました。なお、平成２９年４月１３日には、この協議会の第１回目の会議を開催したところであります。

資料４－２を御覧ください。Ａ３の資料でございます。左側は、県教育委員会が、平成２０年３月に策定した「宮城県教員研修マスタープラン」において示している「みやぎの教員に求められる７つの資質能力」と「４つの教職経験段階」において必要とされる資質能力のイメージ図でございます。現在、県教育委員会では、これらの資質能力に応じて研修を体系的に位置付け、県総合教育センターを中心として各種研修を実施しているところでございます。今回の法改正に伴い、国は、指標の策定に関する指針を示していますが、現在のマスタープランは、この国の定めた指針に概ね合致するものであるため、新たな指標は、現在のマスタープランを発展させる形で策定するという方向性で検討しているところでございます。Ａ３の資料の右側は、新たに策定する「資質の向上に関する指標」のイメージ図でございます。現在は検討の途中ですが、今後、現在のマスタープランには設けられていない「採用時に求める資質」や「管理職等に求められる資質能力」を新たに検討するほか、「東日本大震災の経験を踏まえた観点」

を全ての教職経験段階を通じて宮城県の教員に求めるものと位置付けた上で、具体的に資質能力を検討してまいります。「教職員の研修計画」につきましては、指標を踏まえて策定することとなるため、現在、指標と同時進行で検討を行っているところであります。「中堅教諭等資質向上研修」を始めとして、教職経験や職能に応じた基本的な研修はもとより、いじめ・不登校や防災など本県における喫緊の課題について、全ての教職員が研修により必要な力量を身に付けるようにしながら、体系的かつ効果的に研修を実施することができるよう、県総合教育センターを中心に研修の内容や手法を見直すこととしております。「資質の向上に関する指標」等は、平成30年4月から施行する予定としており、今後は、平成30年1月に開催を予定している協議会の第2回目の会議に向けて各部会において調査及び検討を進めてまいります。

なお、県教育委員会では、今回の教育公務員特例法等の改正を良い機会と捉え、特に、大学とはこれまで以上に連携を推進して教員の養成段階の充実を図るとともに、教員採用や現職教員の研修についても大学と協力して取り組むことにより、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた資質能力の向上を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上であります。

**【議長】**（村井知事）

ありがとうございました。

いじめ・不登校や防災教育など本県が抱える教育課題の解決に向けましては、それに関わる先生方の意識や力量により大きな差が出ますので、教員が果たす役割の大きさを十分認識して、その資質の向上を図ることが重要だと思います。

また、今回新たに「採用時に求める資質」を示すこととなりますが、新規採用者であっても、子供たちにとって「先生」であることには変わりはありませんので、学生時代に必要なスキルをしっかりと身に付けてもらわなければなりませんし、学生を指導する大学もその在り方が問われることとなります。

今後も大学と十分に話し合っ相互の連携・協力を深め、本県が求める教員の養成につながることを期待しています。

それでは、報告事項については、以上とさせていただきます。

その他、委員の皆様から御意見等がございましたらお願いいたします。

それでは、私の進行は以上とさせていただきます、事務局にお返しします。

**【司会】**

それでは、これもちまして「第6回宮城県総合教育会議」を終了いたします。

ありがとうございました。

以上